# http://saiseiiryo.mhlw.go.jp/



関係法令·通知等

### 各種申請書作成支援サイト

再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム





その他の提出様式作成







## 各種申請書作成支援サイト

再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム





### 各種申請書作成支援サイト

再生医療等の安全性の確保等に関する法律運用支援システム





その他の提出様式作成



### 特定細胞加工物製造届書

### 特定細胞加工物製造届書(様式第27)の作成

- 申請書に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。(どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。)
- すべてのタブページ入力が終わりましたら、「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。 (各タブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています)

申請者情報 項目1 項目2 添付書類

#### 添付書類

次頁スライドに示すようなファイルを作成後 ここをクリックしてデータをアップロードしてください

※ ファイル名はシステムにより自動変換されますので、アップロード後にファイルリンクを開いて内容をご確認ください。

1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	✓ 参照 + 添付ファイルを追加する
2 登記事項証明書 (法人の場合のみ)	参照 + 添付ファイルを追加する
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	参照 + 添付ファイルを追加する
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可を受けている場合は、添付してください。	参照 + 添付ファイルを追加する
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する
6 その他	参照 + 添付ファイルを追加する

# 3-10. 様式第14, 第27 添付書類 ①構造設備に関する書類

イ 施設付近略図 周囲の状況が分かる物であること。例えば航空写真が挙げられる。



# 3-11. 様式第14, 第27 添付書類 ①構造設備に関する書類

#### 施設敷地内の建物の配置図

細胞培養加工施設と同一敷地内にある建物を全て記載するものであるが、例えばビルの一部 を細胞培養加工施設として用いる場合、当該ビルの中にある細胞培養加工施設と関連のない 部分の図面は含めなくても差し支えない。

※同一敷地内に複数の建物が無い場合、この図は含めなくて差し支えありません。



## 3-12. 様式第14, 第27 添付書類 ①構造設備に関する書類

### 八 細胞培養加工施設平面図

製造工程に必要な室名及び面積が識別できるものであること。例えば、表示例として、窓、出入口、事務室、秤量室、調製室(混合、溶解、ろ過等)、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、原料等の 倉庫等製造工程に必要な室名を表示すること。また「清浄度管理区域」(特定細胞加工物等(無菌操作 により取り扱う必要のあるものを除く。)の調製作業を行う場所)、「無菌操作等区域」(無菌操作に より取り扱う必要がある特定細胞加工物等の調製作業を行う場所、及び無菌試験などの無菌操作を行う 場所)を図示してください。

(一例)



# 3-13. 様式第14, 第27 添付書類 ①構造設備に関する書類

### 二 その他参考となる図面

その他参考となる図面としては、主要な製造用機器器具と試験用機器器具の配置を含む図面が挙げられる。また、製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図を含めることが望ましい。



### 3-14. 様式第14, 第27 添付書類 ①構造設備に関する書類

その他参考となる図面(製造しようとする特定細胞加工物の製造工程のフロー図) \_\_\_\_



### 特定細胞加工物製造届書

### 特定細胞加工物製造届書(様式第27)の作成

- 申請書に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。(どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。)
- すべてのタブページ入力が終わりましたら、「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。

(各夕ブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています)



#### 添付書類

法人の場合のみ「履歴事項全部証明書」もちくは「現在 事項全部証明書」を提出してください。提出の際は紙 媒体もしくはそれをデータ化したものを作成後ここをク リックしてデータをアップロードしてください

※ ファイル名はシステムにより自動変換されますので、アップロード後にファイルリング	つを開いて内容をご確認ください。
1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	 + 添付ファイルを追加する
2 登記事項証明書(法人の場合のみ)	▼ 参照 + 添付ファイルを追加する
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	参照 + 添付ファイルを追加する
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可を受けている場合は、添付してください。	参照 + 添付ファイルを追加する
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する
6 その他	参照 + 添付ファイルを追加する

### 特定細胞加工物製造届書

### 特定細胞加工物製造届書(様式第27)の作成

- 申請書に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。(どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。)
- すべてのタブページ入力が終わりましたら、「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。 (各タブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています)

申請者情報 項目1 項目2 添付書類

#### 添付書類

次頁スライドに示すようなファイルを作成後 ここをクリックしてデータをアップロードしてください

※ ファイル名はシステムにより自動変換されますので、アップロード後にファイルリンクを開いて内容をご確認ください。

1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	+ 添付ファイルを追加する
2 登記事項証明書 (法人の場合のみ)	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	参照 + 添付ファイルを追加する
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可を受けている場合は、添付してください。	参照 + 添付ファイルを追加する
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する
6 その他	参照 + 添付ファイルを追加する

### 3-16. 様式第14, 第27 添付書類 ③

# 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表



### 特定細胞加工物製造届書

### 特定細胞加工物製造届書(様式第27)の作成

- 申請書に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。(どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。)
- すべてのタブページ入力が終わりましたら、「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。 (各タブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています)

申請者情報 項目1 項目2 添付書類

#### 添付書類

該当する場合のみデータをアップロードしてください (JSAPS会員の殆どの先生は該当なしと思います)

※ファイル名はシステムにより自動変換されますので、アップロード後にファイルリンクを開いて内容をご確認ください。							
1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	+ 添付ファイルを追加する						
2 登記事項証明書 (法人の場合のみ)	+ 添付ファイルを追加する						
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	・ + 添付ファイルを追加する						
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可を受けている場合は、添付してください。	参照 + 添付ファイルを追加する						
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する						
6 その他	参照 + 添付ファイルを追加する						

### 特定細胞加工物製造届書

### 特定細胞加工物製造届書(様式第27)の作成

- 申請書に必要なデータを以下のフォームよりご入力ください。
- 「一時保存」ボタンをクリックすると、入力中の内容をすべて保存します。(どのタブ画面でクリックしても同じ処理を行います。)
- すべてのタブページ入力が終わりましたら、「添付書類」タブ右下の「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。 (各タブの項目番号は、申請書の項目番号に一致しています)



#### 添付書類

メールに添付したエクセルファイルを作成後 ここをクリックしてデータをアップロードしてください

※ ファイル名はシステムにより自動変換されますので、アップロード後にファイルリンクを開いて内容をご確認ください。							
1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	+ 添付ファイルを追加する						
2 登記事項証明書 (法人の場合のみ)	+ 添付ファイルを追加する						
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の許可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可を受けている場合は、添付してください。	 + 添付ファイルを追加する						
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する						
6 その他	参照 + 添付ファイルを追加する						

# 3-17. 様式第14, 第27 添付書類 ④

#### 構造設備チェックリスト 細胞培養加工施設の名称を記載 してください。 細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト 細胞培養加工施設の名称: 書類作成日を記載してください。 記入年月日:平成 年 月 H ▶ 適切であり、かつ、清潔である (提出日と一緒である必要はありません) 照明及び換気 常時居住する場所及 び不潔な場所から区 ▶ 区別されている 別されている ↓ 作業を行うのに支障のない面積を有している 面積 防じん、防虫及び防 ● 有している そのための構造又は 作業所 (~場合のみ必須)と記載のある項目に関 設備 廃水及び廃棄物の処 して、該当しない場合は「(該当なし)| | 備えている 理を要する設備又は 翌日. 等と記載してください。 有毒ガスの処理に要 する設備(有毒ガス □ 有している (該当なし) を取り扱う場合のみ 必须) ■ 屋外に直接面する出入口なし 出入口の構造 上記以外(屋外からの汚染を防止するのに必要 (いずれかを選択) □ 」上記以介、正元に な構造及び設備を有する) 出入口及び窓 ▶ 閉鎖することができる 作業室 排水設備の構造 ☑ 汚染を防止するために必要な構造である 天井の構造 ▶ ごみの落ちる恐れのない構造である ■ 表面にごみがたまらない構造である 室内のパイプ、ダク ト等の設備 ▶ 上記以外(清掃が容易な構造である) (いずれかを選択) 温度及び必要に応じ

## 3-18. 様式第14, 第27 添付書類 ④

# 構造設備チェックリスト

動物又は微生物を用い び特定細胞加工物の動 組織又は微生物を取り (該当する場合のみ	<ul> <li>る試験を行う区域及</li> <li>製造に必要のない動物</li> <li>)扱う区域</li> <li>公須)</li> </ul>		特定細胞加工物の製造を行う他の区域から明確 に区別されており、かつ、空気処理システムが 別系統にされている(該当なし)
無菌操作を行う区域	構造及び設備 (いずれかを選択)		フィルターにより処理された清浄な空気を供 し、かつ、適切な差圧管理を行うために必要な 構造及び設備を有する 上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌 性が確保できる)
病原性を持つ微生物を (該当する場合のみず	- E取り扱う区域 公須)	4	適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設 備を有する

無菌操作等区域で使用した器具の洗浄、清 毒及び減菌のための設備並びに廃液等の処 理のための設備	P	有している
空気処理システムの構造		微生物等による特定細胞加工物等の汚染を防止 するために適切な構造のものである
配管、バルブ及びベント・フィルターの構 造	2	使用の目的に応じ、容易に清掃又は滅菌ができる
		使用動物を検査する区域が、他の区域から隔離 されている
		害虫の侵入のおそれのない飼料の貯蔵設備を有 している
製造又は試験検査に使用する動物を管理す る施設(備えている場合のみ必須)		製造に使用する動物の飼育室と試験検査に使用 する動物の飼育室をそれぞれ有している
(該当なし)		使用動物の飼育室は、他の区域と空気処理シス テムが別系統にされている(野外での飼育が適 当と認められる動物以外の場合のみ必須)

(~場合のみ必須)と記載の ある項目に関して、該当しな い場合は「(該当なし)」等 と記載してください。

#### 構造設備チェックリスト 試験検査に関して、自施設で実施する項目 と外注する項目がある場合は両方に図して ください。 特定細胞加工物等及び資材を区分して、 かつ安全に貯蔵するために必要な設備 密封状態検査には、例えば以下の方法があります。 ~ 1.アンプルを装置内において倒立させ、真空にし 貯蔵設備 て漏出を調べる方法 恒温装置、温度計その他 4 2. 加圧した(又は真空にした)装置内において のである アンプルを色素水溶液中に沈めたとき(又は常温 ▶ 施設内レ にもどしたとき)、アンプル内に色素が入るのを いろ 見て漏出を調べる方法 密封状態検査の設備及し命具を備 (密封状態検査を行う必要がある場合の2) 異物検査は、外部容器に応じて必要な白色光源の 必須) 下、肉眼で異物の有無を観察する試験をいいます。 異物検査の設備及び器具を囲え ~ ~ 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の 理化学試験とは、顕微鏡観察(細胞形態、 設備及び器具を備えている 細胞数等)、pH試験、細胞数の計測等が 想定されます。 試験検査の設備及び器具 無菌検査の設備及び器具を備えている (いずれかを選択) 発熱性物質試験の設備及び器具を備えてい 無菌検査の設備及び器具についてです。 る(発熱性物質試験を行う必要がある場合 のみ必須) 発熱性物質試験とは、日本薬局方一般試験 生物学的試験の設備及び器具を備えている 法「発熱性物質試験」や「エンドトキシン (生物学的試験を行う必要がある場合のみ 試験」が想定されます。 必須) 他の試験検査設備又は試験検査機関等を利用 生物学的試験とは、毒性試験等が 1 想定されます。

3-19. 様式第14, 第27 添付書類 ④

以下に示す13枚のスライドに 際に行おうとすること(例:PR が記載されていますので作用 先生方は作成例1および2カ	こは、各施設の種類(クリニック、病院等)や実 RP、脂肪組織幹細胞等)によって4つの作成例 成の参考にしてください。(診療所、クリニックの が参考になるかと思います。)
添付書類	
※ ファイル名はシステムにより自動変換されますの	フを開いて内容をご確認くたさい。
1 細胞培養加工施設の構造設備に関する書類	参照 + 添付ファイルを追加する
2 登記事項証明書 (法人の場合のみ)	参照 + 添付ファイルを追加する
3 製造しようとする特定細胞加工物の一覧表	参照 + 添付ファイルを追加する
4 許可証の写し(該当する場合のみ) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の可又は移植に用いる造血幹細胞の 適切な提供の推進に関する法律第三十条の許可必受けている場合は、添付してください。	参照 + 添付ファイルを追加する
5 細胞培養加工施設 チェックリスト (「当サイトのご利用方法」ページ内「申請に必要な添付書類一覧」よりダウンロード可)	参照 + 添付ファイルを追加する
6 その他	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
	添付書類の一括アップロード
一時保存 プレビュー	前の項目へ入力内容確認





### 3-22. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例1

(例1) PRP(多血小板血漿)を製造し投与する場合の試験検査の設備及び器具」の一例

### 構造設備チェックリストの考え方





(例2) 手術室にて患者から脂肪組織由来幹細胞を分離して、培養 せずに投与する場合



八施設平面図、二機器器具配置図



### 3-24. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例2

(例2) 手術室にて患者から脂肪組織由来幹細胞を分離して、培養 せずに投与する場合

※無菌操作が閉鎖式操作のみで行われ、培養工程を伴わず、短時間の操作で投与が行われるもの

毎苦セルナ胆炎えったっもへい

構造設備チェックリストの考え方

	天井、壁及び床の表 面 (いずれかを選択)		なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあい を発生しないものであり、清掃が容易で、消 毒液等による噴霧洗浄に耐えるものである	無菌操作を閉鎖系で行つ場合は、 無菌操作等区域の天井、壁及び床 の表面は、「上記以外(無菌操作 が閉鎖式操作で行われ無菌性が確
無菌操作等区域	記借みが空目		上記以外(無風操作が閉鎖式操作で行われ無 菌性が確保できるものである) 減菌又は消毒が可能なものである	保できる)」をチェックします。
	排水設備の構造		有害な廃水による汚染を防止するために適切 な構造のものである	無菌操作等区域について、無菌操作 を閉鎖系で行うことで、省令で定め も これら知道提供ないはの基準を満 した。
	排水口の設置 法1 の設置		設置していない	たしていると考えられればチェック
動物又は微生物を用 及び特定細胞加工物 動物組織又は微生物 (該当する得金の)	いる試験を行う区域 の製造に必要のない を取り扱う区域		またしていない 特定細胞加工物の製造を行う他の区域から明 確に区別されており、かつ、空気処理システ ムが別系統にされている (該当なし)	を入れてください。
無菌操作を行う区域	構造及び設備 (いずわかを選択)		フィルターにより処理された清浄な空気を供 し、かつ、適切な差圧管理を行うために必要 な構造及び設備を有する	無菌操作を行う区域の構造及び設備は、「上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性が確保で
			上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無 菌性が確保できる)	きる)」をチェックします。
病原性を持つ微生物 (該当する場合のみ	を取り扱う区域 必須)		適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び 設備を有する (該当なし)	





# 3-26. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例3

病院内の細胞培養加工施設にアイソレータを設置した場合 (例3

# 構造設備チェックリストの考え方

	天井、壁及び床の表面 (いずれかを選択)	なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発 生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等に よる噴霧洗浄に耐えるものである 上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性 が確保できるものである)		壁及び床の表面は、「なめらかでて び割れがなく、かつ、じんあいを発 生しないものであり、清掃が容易で 消毒液等による噴霧洗浄に耐えるも のである)」を満たしている必要な				
無菌操作等区:	域 設備及び器具	滅菌又は消毒が可能なものである		るります。				
	排水設備の構造	有害な廃水による汚染を防止するために適切な構 造のものである		はた、その他の無困保作等区域の安 件を満たしている必要がありますの で 確認しチェックを入れてくださ				
	排水口の設置	設置していない						
	流しの設置	設置していない						
動物又は微生物を用い 特定細胞加工物の製造 又は微生物を取り扱う (該当する場合のみ必 無菌操作を行う区域 病原性を持つ微生物を (該当する場合のみ必	を用いる試験を行う区域及び D製造に必要のない動物組織 ) 扱う区域 Dみ必須)	特定細胞加工物の製造を行う他の区域から明確に 区別されており、かつ、空気処理システムが別系 統にされている (該当なし)		「アイソレータ」について、無菌				
	区域 構造及び設備 (いずわかを選択)	フィルターにより処理された清浄な空気を供し、 かつ、適切な差圧管理を行うために必要な構造及 び設備を有する	4	操作を行う区域の構造及ひ設備は、 「フィルターにより処理された清 浄な空気を供し、かつ、適切な差				
		上記以外 (無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性 が確保できる)		圧管理を行うために必要な構造及 び設備を有する」と考えます。				
	生物を取り扱う区域 Dみ必須)	適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備 を有する (該当なし)						

「アイソレータ」が無菌操作等区域 となります。無菌操作等区域の天井、

「なめらかでひ

### 3-27. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例3

(例3)病院内の細胞培養加工施設にアイソレータを設置し、施設内 で異物検査を行い、顕微鏡を備え、無菌検査、発熱性物質試験、生物 学的試験を行う場合

### 構造設備チェックリストの考え方

「試験検査の設備及び器具」は 「施設内に備えている」をチェッ

クします。









### 3-31. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例4

(例4) 大学の研究所等に設置される細胞培養加工施設において 安全キャビネットで細胞を調製する例

## 構造設備チェックリストの考え方

					-	+
		天井、壁及び床の表面 (いずれかを選択)		なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発 生しないものであり、清掃が容易で、消毒液等に よる噴霧洗浄に耐えるものである		大ナ かて いを
				上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性 が確保できるものである)		谷易耐え
	<b>無困</b> 課作寺区 观	設備及び器具		滅菌又は消毒が可能なものである		つル エナ
		排水設備の構造		有害な廃水による汚染を防止するために適切な構 造のものである		また 件を
		排水口の設置		設置していない		
		流しの設置		設置していない	]	V ·0
	動物又は微生物を用い 特定細胞加工物の製造 又は微生物を取り扱う (該当する場合のみ必	る試験を行う区域及び に必要のない動物組織 区域 須)		特定細胞加工物の製造を行う他の区域から明確に 区別されており、かつ、空気処理システムが別系 統にされている (該当なし)		「安 無扉
	無菌操作を行う区域	構造及び設備		フィルターにより処理された清浄な空気を供し、 かつ、適切な差圧管理を行うために必要な構造及 び設備を有する	4	備に
		(いす 4020 を選択)		上記以外(無菌操作が閉鎖式操作で行われ無菌性 が確保できる)		切た構造
	病原性を持つ微生物を) (該当する場合のみ必?	取り扱う区域 須)		適切な陰圧管理を行うために必要な構造及び設備 を有する <mark>(該当なし</mark> )		す。
			-	1	-	

「安全キャビネット」が無菌操作等 区域となります。無菌操作等区域の 天井、壁及び床の表面は、「なめら かでひび割れがなく、かつ、じんあ いを発生しないものであり、清掃が 容易で、消毒液等による噴霧洗浄に 耐えるものである)」を満たしてい る必要があります。 また、その他の無菌操作等区域の要 件を満たしている必要がありますの で、確認しチェックを入れてください。

「安全キャビネット」について、 無菌操作を行う区域の構造及び設 備は、「フィルターにより処理さ れた清浄な空気を供し、かつ、適 切な差圧管理を行うために必要な 構造及び設備を有する」と考えま す。

### 3-32. 添付書類 構造設備に関する書類 作成例4

(例4) 大学の研究所等に設置される細胞培養加工施設の一例

試験検査について、施設内で異物検査、理化学試験、無菌検査、発熱性物質試験、 生物学的試験を行い、かつ、試験の外注をしたり、あるいは大学内の他の機関でも 試験を行うような場合

「佐い市に借っていて」と「他

	施設内に備えている 図 密封状態検査の設備及び器具を備え ● る(密封状態検査を行う必要がある場	試験検査設備又は試験検査機 等を利用する」の2ヶ所とも ェックします。	
	のみ必須) 図異物検査の設備及び器具を備えている	_	
試験検査の設備及び器具 (いずれかを選択)	♥ 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設備及び器具を備えている	を施設内に備えている設 備および器具にチェッ	
	☑──無菌検査の設備及び器具を備えている	クしてくたさい。	
	発熱性物質試験の設備及び器具を備えている(発熱性物質試験を行う必要がある場合のみ必須)		
	全物学的試験の設備及び器具を備えている(生物学的試験を行う必要がある場合のみ必須)	「試験検査の設備及び器具」 は、「施設内に備えている」 と「他の試験検査設備又は試 験検査機関等を利用する」の	
	他の試験検査設備又は試験検査機関等を利用	2ヶ所ともチェックします。	
	ා <sup>ය</sup>	36	



# 地方厚生局 健康福祉部 医事課



# 【重要】さいごに

- 提出書類作成の際に不明な点がある場合にも、 まずは申請書支援サイト
   <u>https://saiseiiryo.mhlw.go.jp/</u>である程度入力 を行ってから、問合せをしていただきますと、ス ムーズに作業が進むと思います。
- 提出書類に不備が目立つケースが多いとのことですので、提出期限までに間違いなく提出するためにも、申請書支援サイト
   <a href="https://saiseiiryo.mhlw.go.jp/">https://saiseiiryo.mhlw.go.jp/</a> で入力を行ってから、実際に提出する前に各地方厚生局健康福祉部医事課に問合せをしていただくことをお勧めします。